

乙部町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

乙部町長 寺 島 努

乙部町条例第 7 号

乙部町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

乙部町立特別養護老人ホーム設置条例（平成 1 2 年乙部町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（利用料金）

第 7 条 町長は、相当と認めるときは、指定管理者に利用料金（第 3 条に規定するサービス事業に係る対価をいう。以下同じ。）を、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の利用料金の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 2 1 号）その他関連法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額を勘案し、別に定める額の範囲内でなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。